

自治会等を対象とする研修業務事業 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

自治会等を対象とする研修事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

- ・地域を基盤に結成され、住みよいまちづくりを担う自治会等の住民自治組織に対し、活動に役立つ情報提供、交流会、研修会等の実施を通して、活動の支援を行う。
- ・年間の研修プログラムを組んで実施。各区役所による自治会役員初任者研修開催後、テーマ別研修、フォーラム、実務者研修など段階的に研修を開催することで、自治会活動に必要な知識と活動の仲間を得られる構成とする。

(2) 業務内容

- ・研修プログラム案作成業務
- ・研修等開催業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模（契約上限額）

金 1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 3 1 日

(5) 履行場所

神戸市内

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- ・なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払い方法（分割払い等）については、契約締結前に別途協議を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 神戸市内に本店（主たる事務所）を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (7) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 5 月 2 2 日 |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 6 年 6 月 1 4 日 |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和 6 年 6 月 1 8 日（予定） |
| (4) 質問受付締切 | 令和 6 年 6 月 2 1 日 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和 6 年 6 月 2 8 日（予定） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 7 月 3 日 |
| (7) 選定結果通知 | 令和 6 年 7 月 1 2 日 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 6 年 7 月下旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和 7 年 3 月 3 1 日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間 令和 6 年 5 月 2 2 日から令和 6 年 6 月 1 4 日 1 7 時必着
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - イ 提出書類 別紙「参加登録申込書」及び「参加資格確認書」
 - ウ 提出部数 1 部
 - エ 提出場所 地域協働局地域活性課
 - オ 参加資格決定通知 令和 6 年 6 月 1 8 日に E メールにより通知する。
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和 6 年 5 月 2 2 日から令和 6 年 6 月 2 1 日 1 7 時必着
 - イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」まで E メールにより提出すること
 - ウ 回答参加者全者に対して、令和 6 年 6 月 2 8 日に E メールにより回答する。
- (3) 企画提案書の提出
 - ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式は任意とする。
 - イ 企画提案書の枚数は、1 0 ページ以内とする。
 - ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針
 - ② 提案のセールスポイント
 - ③ 本業務の実施方法、手法等
 - ④ 本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑤ 類似業務実績
 - ⑥ 提案見積と積算根拠

エ 受付期間	令和6年5月22日から令和6年7月3日17時必着
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く	午前9時～正午、午後1時～午後5時
オ 提出部数	1部
カ 提出場所	地域協働局地域活性課

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【30点】
- イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【30点】
- ウ 工程の計画性、実施手順の妥当性【20点】
- エ 類似業務実績の豊富さ【10点】
- オ 費用積算根拠の妥当性【10点】

(2) 選定方法

ア 実施時期 令和6年7月上旬に神戸市役所内にて実施予定

イ 選定方法 ①選定委員会は、参加者の企画提案書に対して審査を行う。

②選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

各委員の点数の平均点が最も高い参加者を、委託候補者とする。

なお、評価が同点の場合は、選定委員の多数決により当該同点者の順位を決定する。

※ただし、以下に該当する参加者は選定しない。

- ・合計点が50点未満の場合
- ・見積価格が委託金額の上限額を上回った場合

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館23階

神戸市地域協働局地域活性課 井上 松尾

(電話番号：078-322-6492 FAX：078-322-6115

メールアドレス：community@office.city.kobe.lg.jp)

(様式第1号)

参加登録申込書

令和 年 月 日

神戸市地域協働局長 あて

「自治会等を対象とする研修事業」企画提案実施要領に関して、登録を申し込みます。
なお、別添「参加資格確認書」のとおり、参加資格を満たしていることを申し添えます。

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

(申込に関する担当連絡先)

部署・職名

氏名

TEL

E-mail

(様式第2号)

参加資格確認書

神戸市地域協働局長 あて

件名 自治会等を対象とする研修事業

当社は神戸市内に本店（主たる事務所）があり、かつ、法人格を有する団体であって次に掲げる要件をすべて満たしている者です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 神戸市内に本店（主たる事務所）を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (7) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

※法人にあつては登録代表者印を押印してください

(様式第3号)

令和 年 月 日

質問票

神戸市地域協働局長 あて

「自治会等を対象とする研修事業」企画提案実施要領に関して、下記のとおり質問票を提出します。

質問者	法人・団体名	
	部署・職名	
	担当者名	
	TEL	
	E-mail	

質問票枚数	
枚中	枚目

質問内容

※質問は、簡潔にまとめて記載してください。